

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	:	水銀標準液 1mg Hg/mL (1000ppm)
SDS コード	:	I2-10
供給者の会社名称	:	
林純薬工業株式会社		
住所 :	大阪府大阪市中央区内平野町 3 丁目 2 番 12 号	
電話番号 :	06-6910-7305	
E-mail :	shiyaku_kikaku@hpc-j.co.jp	
URL :	https://direct.hpc-j.co.jp/	
緊急連絡電話番号	:	06-6910-7305
推奨用途	:	試験研究用
使用上の制限	:	人体又は動物用の医薬品、食品、家庭用品、化粧品等には使用しない事

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理的危険性	爆発物	分類できない
	可燃性ガス	区分に該当しない
	エアゾール	分類できない
	酸化性ガス	区分に該当しない
	高圧ガス	区分に該当しない
	引火性液体	分類できない
	可燃性固体	区分に該当しない
	自己反応性化学品	分類できない
	自然発火性液体	分類できない
	自然発火性固体	区分に該当しない
	自己発熱性化学品	分類できない
	水反応可燃性化学品	分類できない
	酸化性液体	分類できない
	酸化性固体	区分に該当しない
	有機過酸化物	分類できない
	金属腐食性化学品	区分 1
	鈍性化爆発物	分類できない
健康有害性	急性毒性 (経口)	分類できない
	急性毒性 (経皮)	分類できない
	急性毒性 (吸入: 気体)	区分に該当しない
	急性毒性 (吸入: 蒸気)	区分 3
	急性毒性 (吸入: 粉じん、ミスト)	分類できない
	皮膚腐食性／刺激性	区分 1
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 1
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	分類できない
	生殖毒性	分類できない

環境有害性

特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分に該当しない
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分に該当しない
誤えん有害性	分類できない
水生環境有害性 短期(急性)	区分 2
水生環境有害性 長期(慢性)	区分 3
オゾン層への有害性	分類できない

絵表示
(GHS JP)

GHS05



GHS06

注意喚起語 (GHS JP)

: 危険

危険有害性 (GHS JP)

- : 金属腐食のおそれ (H290)
- 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷 (H314)
- 吸入すると有毒 (H331)
- 水生生物に毒性 (H401)
- 長期継続的影响によって水生生物に有害 (H412)

注意書き (GHS JP)

安全対策

- : 他の容器に移し替えないこと。(P234)
- 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)
- 取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264)
- 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)
- 環境への放出を避けること。(P273)
- 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)

応急措置

- : 飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。(P301+P330+P331)
- 皮膚(又は髪)に付着した場合 : 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水で洗うこと。(P303+P361+P353)
- 吸い込んだ場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
- 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
- 直ちに医師に連絡すること。(P310)
- 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。(P363)
- 物的被害を防止するためにも流出したものを受け取ること。(P390)

保管

- : 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
- 施錠して保管すること。(P405)
- 耐腐食性／耐腐食性内張りのある耐腐食性容器に保管すること。(P406)

廃棄

- : 内容物／容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

: 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS RN
			化審法番号	安衛法番号	
塩化水銀(II)	約 0.14%	HgCl ₂	(1)-226	既存化学物質	7487-94-7
硝酸	約 0.6%	HNO ₃	(1)-394	既存化学物質	7697-37-2
水	約 99.26%	H ₂ O	-	-	7732-18-5

上記濃度又は濃度範囲は、規格値ではありません。

上記濃度又は濃度範囲に記載の%は、個別表記があるものを除き、全て重量%となります。

4. 応急措置

応急措置

吸入した場合

- : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- : 直ちに医師に診断／手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

- : 汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。
- : 多量の水と石鹼で優しく洗うこと。

眼に入った場合

- : 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- : 直ちに医師に診断／手当てを受けること。

飲み込んだ場合

- : 無理に吐かせないこと。
- : 水を大量に飲ませる。
- : 口をすすぐこと。
- : 直ちに医師に診断／手当てを受けること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

- : 水噴霧、耐アルコール泡消火剤、乾燥粉末消火剤、二酸化炭素、砂

使ってはならない消火剤

- : 強い水流は使用しない。

爆発の危険

- : 加熱により、容器が爆発するおそれがある。

火災時の危険有害性分解生成物

- : 火災時に刺激性もしくは有毒なフュームまたはガスを発生する。

消火方法

- : 着火した場合、初期消火は、火元(燃焼源)を断ち、適切な消火剤を用いて一挙に消火する。
周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。
移動不可能な場合、容器及び周囲の設備等に散水し、冷却する。
消火に使用した水が環境中に流出しないようにする。
消火後も大量の水を用いて容器を冷却する。

消火時の保護具

- : 消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

一般的措置

- : 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。
- : 関係者以外の立入りを禁止する。
- : 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
- : 作業の際には、吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、必ず適切な保護具を着用し、風下で作業行わない。

環境に対する注意事項

環境に対する注意事項

- : 環境への放出を避けること。
- : 下水道や公共用水域への侵入を防ぐ。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

浄化方法

- : 漏出は、吸収剤を使用してできるだけ素早く回収する。
- : できるだけ液体漏出物は密閉容器に回収する。
- : 回収跡は多量の水で洗い流す。
- : 可能であれば、洗い流す前に、消石灰、ソーダ灰等で中和する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

: 吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用して作業する。

: 漏れ、あふれ、飛散しないように取扱い、ミスト、蒸気の発生を少なくし、換気を十分にする。

安全取扱注意事項

: この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

: 取扱い後はよく手を洗いうがいをすること。

: 作業所の十分な換気を確保する。

: 接触、吸入又は飲み込まないこと。

接触回避

: 長時間または反復の暴露を避ける。

保管

安全な保管条件

: 施錠して保管すること。

: 直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。容器を密閉し、火気、熱源より遠ざける。

: 耐腐食性／耐腐食性内張りのある耐腐食性容器に保管すること。

安全な容器包装材料

: 遮光した気密容器。

技術的対策

: 適用法令を遵守する。

保管温度

: 冷暗所保管

8. ばく露防止及び保護措置

ばく露限界値	
塩化水銀(II)	
管理濃度	0.025mg/m ³ (Hg として)
許容濃度(ACGIH)	TWA 0.025 mg/m ³ , STEL – (as Hg Elemental and inorganic forms) (Skin)
硝酸	
許容濃度(産衛学会)	2ppm(5.2mg/m ³)
許容濃度(ACGIH)	TWA 2 ppm, STEL 4 ppm

設備対策

: 取扱場所での発生源の密閉化、または局所排気装置、全体換気装置の設置。取扱い場所の近くに安全シャワー、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

保護具

皮膚及び身体の保護具

: 不浸透性前掛け、不浸透性作業衣、不浸透性長靴

眼の保護具

: 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)

手の保護具

: 不浸透性保護手袋

呼吸用保護具

: 酸性ガス用防毒マスク

9. 物理的及び化学的性質

物理状態

: 液体

外観

: 液体

色

: 無色透明

臭い

: 無臭

pH

: 1.1 (25°C)

融点

: データなし

凝固点

: データなし

沸点

: データなし

引火点

: データなし

自然発火点

: データなし

分解温度

: データなし

可燃性

: データなし

蒸気圧	: データなし
相対密度	: データなし
密度	: 1.00 g/cm ³ (20°C)
相対ガス密度	: データなし
溶解度	: データなし
n-オクタノール/水分配係数(Log Pow)	: データなし
爆発限界 (vol %)	: データなし
動粘性率	: データなし
粒子特性	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	: データなし
化学的安定性	: 通常の取扱い条件では安定である。
危険有害反応可能性	: 多くの金属を腐食し水素を発生する。還元性物質、有機化合物、粉末状金属と接触すると、激しい反応ないし爆発的現象が生じる。
避けるべき条件	: 日光、熱。還元性物質、有機化合物、塩基、金属との接触。
混触危険物質	: 還元性物質、有機化合物、塩基、金属
危険有害な分解生成物	: 窒素酸化物、水素、塩素、塩化水素

11. 有害性情報

製品として	
急性毒性(経口)	分類できない
急性毒性(経皮)	分類できない
急性毒性(吸入)	蒸気:区分 3 気体:区分に該当しない 粉じん、ミスト:分類できない
皮膚腐食性／刺激性	区分 1
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 1
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	分類できない
生殖毒性	分類できない
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分に該当しない
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分に該当しない
誤えん有害性	分類できない
塩化水銀(II)	
急性毒性(経口)	ラットの LD50 値は 25.9–77.7 mg Hg/kg(塩化第二水銀として: 35.1~105 mg/kg) (ATSDR(1999)) および 37 mg/kg (JECFA 1155(2011))に基づき、区分 2 とした。
急性毒性(経皮)	データ不足。なお、List 3 のデータとしてラット LD50 値は 41 mg/kg (RTECS(2011)) との報告があるが、詳細不明である。
急性毒性(吸入:気体)	GHS の定義における固体である。
急性毒性(吸入:蒸気)	データなし。
急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)	データなし。
皮膚腐食性／刺激性	本物質は本来皮膚および粘膜に対する刺激物である(ATSDR(1999))との記載に基づき区分 2 とした。
眼に対する重篤な損傷性／刺激性	本物質は本来粘膜に対する刺激物である(ATSDR(1999))との記載に基づき区分 2A とした。なお、眼に対し腐食性がある(HSDB(2010))との記載もある。
呼吸器感作性	データなし。
皮膚感作性	日本産業衛生学会が水銀ないしその化合物を感作性物質「皮膚 第 1 群」に分類(産衛誌 53 卷(2011))していることから、区分 1 とした。また、日本皮膚アレルギー・接触皮膚炎学会も当該物質を皮膚感作性物質にリストアップ(日本皮膚アレルギー・接触皮膚炎学会(2008))している。

塩化水銀(II)	
生殖細胞変異原性	マウスの経口投与による骨髄を用いた染色体異常試験(体細胞 <i>in vivo</i> 変異原性試験)の陽性結果(DFGMAK Doc.15(2001)、IARC 58(1993))に基づき、区分 2 とした。なお、別にマウスに腹腔内投与による <i>in vivo</i> 染色体異常試験で陰性の報告(DFGMAK Doc.15(2001))もある。また、マウスを用いた複数の優性致死試験で弱陽性が報告されているが、試験法等に問題があり、いずれも生殖細胞変異原性を示す証拠とは考えられない(DFGMAK Doc.15(2001))と述べられているため分類根拠としなかった。一方、 <i>in vitro</i> 試験では、エーモス試験で陰性(DFGMAK Doc.15(2001)、NTP DB (Access on Sep. 2011))が報告されているが、CHO 細胞を用いた染色体異常試験および小核試験で陽性(DFGMAK Doc.15(2001))と複数の <i>in vitro</i> 変異原性試験で陽性結果が得られている。
発がん性	金属水銀及び無機水銀化合物として、IARC の発がん性評価でグループ 3(IARC 58 (1993))、ACGIH では A4(ACGIH(2001))に分類されていることから、「分類できない」とした。また、EPA では C(IRIS(2002))に分類されている。なお、ラットおよびマウスを用いた 2 年間経口投与試験において、ラットでは雄に前胃の扁平上皮乳頭腫の発生率増加と甲状腺の濾胞細胞腺腫とがんの発生率の僅かな増加、雌で前胃の扁平上皮細胞乳頭腫の発生、マウスでは雄に尿細管腫瘍の発生が報告され、ラット雄では発がん性の証拠がある程度得られたと結論されている(NTP TR 408(1993))。
生殖毒性	ラットに経口投与による二世代生殖試験の F0 世代で、受胎率の有意、かつ用量依存的な低下と全投与群で着床率の低下(JECFA 1155(2011))、雌ラットに交配 60 日前から経口投与した試験では着床率の僅かな減少とともに着床損失率の増加(JECFA 1155 (2011))、さらに雄マウスに 45 日間経口投与後、一般毒性の発現がみられない用量 (1.25 mg/kg) で対照群の雌との交尾成立が 0%まで低下した(JECFA 1155(2011))。一方、ヒトでは妊娠中絶を目的として本物質を経口摂取した妊婦が 13 日後に流産を起こした(ATSDR(1999))と報告されている。以上より、一般毒性の発現ない用量でも生殖への悪影響が報告されていることから区分 1B とした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	無機水銀化合物の経口ばく露による死因は、腎不全、心血管虚脱、および重度の胃腸障害である(CICAD 50(2003))と記載されている。ヒトで本物質を単回経口摂取の中毒例が 18 件(死亡例 9 件を含む)報告され、最も共通の所見は軽度の胃炎～重度の壊死性粘膜潰瘍に見られた胃腸の病変と腎不全に至った腎臓の病変である(EHC 118 (1991))との報告に基づき、区分 1(腎臓、消化管)とし、また、自殺企図で塩化第二水銀を摂取した男性において、P 波の消失、QRS 部分の延長、T 波の增高による心電図異常(CICAD 50(2003))が報告されており、区分 1(心血管系)とした。一方、塩化水銀の摂取により黄疸、肝酵素の上昇と剖検で肝腫大を認めた 35 歳の男性、および粉末塩化第二水銀の摂取で、肝腫大が観察された 19 カ月の男児の症例報告(CICAD 50 (2003))に基づき、区分 1(肝臓)とした。これらの症例報告においては、35 歳の男性では重度の肺水腫がみられ、19 カ月の男児には細かいラ音が検出されており、区分 1(呼吸器)とした。さらに、35 歳男性は霧視、複視、死亡前の繰り返しの痙攣、剖検で後頭葉と小脳に膿瘍が認められ(ATSDR(1999))たこと、また、塩化第二水銀含有液剤で洗浄したオムツを使用した幼児で、易刺激性、いらだち、不眠などが報告されている(CICAD 50(2003))ことから、区分 1(神経系)とした。以上より、本項の分類は区分 1(腎臓、消化管、肝臓、心血管系、呼吸器、神経系)となる。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	金属水銀または無機水銀化合物の毒性における主要な標的臓器は腎臓と中枢神経系であり、高濃度のばく露では、呼吸器、心血管系、消化管にも影響が現れる(ATSDR (1999))と記載されている。神経系に関しては、職業ばく露では精神性興奮を生じさせ、ばく露の継続により手の細かい振戦を発症し、水銀ばく露作業者における神經伝達速度の低下は立証されている(EHC(J)118(1997))との報告がある。腎臓に関しては、無機 2 価水銀塩の摂取による重要な臓器は腎臓であり、職業ばく露では腎炎の発症の報告もある(EHC(J)118(1997))。動物試験では本物質を用いたラットの 26 週間反復経口投与(用量: 1.25～5 mg/kg/day)で慢性腎症の程度増強、マウス(用量: 5～20 mg/kg/day)では尿細管上皮の細胞質空胞化が見られた(NTP TR 408(1993))との報告がある。また、無機水銀化合物への経口ばく露による死因は、腎不全、心血管虚脱、重度の胃腸障害とされており(CICAD 50(2003))、本物質のばく露の場合、潰瘍性の胃腸炎の発症が見らる(EHC(J)118(1997))との記載がある。以上から本項の分類は区分 1(神経系、腎臓、呼吸器、心血管系、消化管)とした。
誤えん有害性	データなし。
硝酸	
急性毒性(経口)	データ不足のため分類できない
急性毒性(経皮)	データ不足のため分類できない

硝酸	
急性毒性(吸入:気体)	GHS の定義における液体である。
急性毒性(吸入:蒸気)	ラットの LC50 値(4 時間)として、49 ppm(産衛学会許容濃度の提案理由書(1982))及び LC50 値(30 分)として、334 ppm(4 時間換算値: 118 ppm)との報告(ACGIH(7th, 2001)、HSDB (Access on September 2014))がある。分類ガイダンスに従い、4 時間値に基づき、区分 1 とした。新たな情報源(ACGIH(7th, 2001)、HSDB (Access on September 2014)、産衛学会許容濃度の提案理由書(1982))を追加し、区分を見直した。
急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)	データ不足のため分類できない。なお、発煙硝酸のデータはあるが、主成分が硝酸ではなく、二酸化窒素又は四酸化二窒素であるために、分類には採用せず、分類できないとした。
皮膚腐食性／刺激性	本物質の液体や蒸気はヒトの皮膚に対して重度の損傷性を示す(ACGIH(7th, 2001))との記載や、短時間のばく露であっても皮膚に対して損傷を与える(DFGOT vol. 3 (1992))との記載がある。また、ウサギに本物質の 8% 溶液を適用した結果、壊死がみられたとの報告がある(DFGOT vol. 3 (1992))。以上の結果から区分 1 とした。細区分するための具体的なデータがないため、区分を変更した。なお、本物質は EU DSD 分類において「C; R35」、EU CLP 分類において「Skin Corr. 1A H314」に分類されている。
眼に対する重篤な損傷性／刺激性	本物質は角膜に傷害を与え、回復性のない視力障害を生じさせる(DFGOT vol. 3 (1992))との記載や、ヒトの眼に対して重度の化学火傷を起こし、眼球の縮小、眼瞼癒着、回復性のない角膜混濁から失明に至る(ACGIH(7th, 2001))との記載がある。また、本物質は皮膚腐食性/刺激性で区分 1 に分類されている。以上の結果から区分 1 とした。
呼吸器感作性	データ不足のため分類できない。
皮膚感作性	データ不足のため分類できない。
生殖細胞変異原性	データ不足のため分類できない。In vivo データではなく、in vitro では、細菌の復帰突然変異試験で陰性である(SIDS (2010)、DFGOT vol. 3 (1992)、HSDB (Access on September 2014))。
発がん性	データ不足のため分類できない。
生殖毒性	データ不足のため分類できない。なお、ラットの経口経路(飲水)での催奇形性試験において、胎児にわずかな骨化障害(舌骨、頭頂骨/後頭骨、波状肋骨)がみられたのみで、催奇性、胎児毒性は起こさないと報告がある(IUCLID (2000))。しかし、試験条件、試験結果に関する記載が不十分であることから分類に用いなかった。また、生殖能に関する十分な情報がないことから分類できないとした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	本物質は、気道刺激性がある(産衛学会許容濃度の提案理由書(1982)、SIDS (2010)、ACGIH (7th, 2001)、DFGOT vol. 3 (1992))。ヒトにおいては、吸入ばく露で咳、頭痛、吐き気、胸痛、呼吸困難、気管支収縮、呼吸器障害、肺水腫、経口ばく露で口腔、食道、胃の腐食壊死、肺炎が報告されている(SIDS (2010)、ACGIH (7th, 2001)、DFGOT vol. 3 (1992))。実験動物では、ラットの 8 ppm (0.02 mg/L) の吸入ばく露で、気道の広範な炎症、鼻炎、気管支炎、肺炎(SIDS (2010))、49 ppm (0.12 mg/L) で肺浮腫の報告(産衛学会許容濃度の提案理由書(1982))がある。これらの症状は区分 1 に相当する範囲の用量で認められた。以上より、本物質は呼吸器に影響を与えることから、区分 1(呼吸器)とした。本物質は腐食性物質のため局所影響を与えると考えられ、ヒトにおける口腔、食道、胃を標的臓器に含めなかった。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	硝酸に職業的に吸入ばく露された 32 名のうち 3 名に歯の歯牙侵食(対照群は 293 例中発症なし)がみられた(SIDS (2010)、ACGIH (7th, 2001)、DFGOT vol. 3 (1992))との記述、並びに硝酸の蒸気及びミストへの反復ばく露により、慢性気管支炎を、さらに重度のばく露症例では化学性肺炎を生じるとともに、歯牙、特に犬歯及び切歯を侵食する(ACGIH (7th, 2001)、DFGOT vol. 3 (1992))との記述がある。実験動物では本物質反復ばく露による試験結果はない。以上、ヒトにおける職業ばく露例の知見に基づき、区分 1(呼吸器、歯)に分類した。
誤えん有害性	本物質を大量経口摂取後に遅延死亡した症例で、剖検により吸引による化学性肺炎を生じた(ACGIH (7th, 2001))との記述があるが、1 例のみの知見であり、大量摂取に伴う二次的な「吸引」による影響(ACGIH (7th, 2001))との記述から考えて、区分 1 相当基準の「ヒトに関する信頼度が高く、かつ質の良い有効な証拠」に該当するとは言い難い。よって、データ不足のため分類できないとした。なお、旧分類はこの ACGIH の所見を根拠に区分 1 と分類したが、今回の見直しでは判断を変更した。

12. 環境影響情報

製品として	
水生環境有害性 短期(急性)	区分 2
水生環境有害性 長期(慢性)	区分 3
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	分類できない
塩化水銀(II)	
水生環境有害性 短期(急性)	甲殻類(オオミジンコ)の 48 時間 LC50 = 1.8–4.3 μg/L (EHC86, 1989) (塩化水銀(II)濃度換算値: 2.4–5.8 μg/L) から、区分 1 とした。
水生環境有害性 長期(慢性)	金属であり水中の挙動が不明であり、甲殻類(オオミジンコ)の 21 日間 NOEC = 0.003 mg/L (AQUIRE, 2012) であることから、区分 1 とした。
硝酸	
水生環境有害性 短期(急性)	魚類(カダヤシ)の 96 時間 LC50 = 72 mg/L (SIDS, 2010) であることから、区分 3 とした。
水生環境有害性 長期(慢性)	信頼性のある慢性毒性データが得られていない。硝酸は天然物として広く存在し、塩の毒性試験の結果からは急性毒性は pH 低下が悪影響の要因であることが知られている。硝酸イオン濃度が高い場合には有害な作用があることが知られているが、慢性区分の 1mg/L の濃度では概ね毒性は発現しないと考えられることから区分外とする。

13. 廃棄上の注意

- 化学品(残余廃棄物) : 都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に、内容を明示して処理を委託する。
- 汚染容器及び包装 : 容器の内容物を完全に除去してから廃棄する。
空容器は地域の条例に準拠してリサイクル、再利用または廃棄する必要がある。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上輸送(IMDG)

国連番号 (IMDG)	: 2922
正式品名 (IMDG)	: CORROSIVE LIQUID, TOXIC, N.O.S.
容器等級(IMDG)	: II
輸送危険物分類 (IMDG)	: 8 (6.1)
危険物ラベル (IMDG)	: 8、6.1
クラス(IMDG)	: 8
副次危険性 (IMDG)	: 6.1
特別規定 (IMDG)	: 274
包装要件(IMDG)	: P001
IBC 包装要件(IMDG)	: IBC02
ポータブルタンク包装規定 (IMDG)	: T7
輸送特別規定-タンク(IMDG)	: TP2
積載区分 (IMDG)	: B
特性および観察結果 (IMDG)	: Causes burns to skin, eyes and mucous membranes. Toxic if swallowed, by skin contact or by inhalation.
緊急時応急措置指針番号	: 154

航空輸送(IATA)

国連番号 (IATA)	: 2922
正式品名 (IATA)	: Corrosive liquid, toxic, n.o.s.
容器等級 (IATA)	: II
輸送危険物分類 (IATA)	: 8 (6.1)
危険物ラベル (IATA)	: 8、6.1

クラス (IATA)	:	8
副次危険性 (IATA)	:	6.1
PCA 微量危険物(IATA)	:	E2
特別管制区(PCA)少量危険物(IATA)	:	Y840
特別管制区(PCA)数量限定物の最大積載量(IATA)	:	0.5L
PCA 包装要件(IATA)	:	851
特別管制区(PCA)最大積載量(IATA)	:	1L
CAO 包装要件(IATA)	:	855
貨物機専用(CAO)最大積載量 (IATA)	:	30L
特別規定(IATA)	:	A3、A803
ERG コード (IATA)	:	8P
海洋汚染物質	:	非該当

国内規制

海上規制情報	:	船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	:	航空法の規定に従う。
緊急時応急措置指針番号	:	154
特別な輸送上の注意	:	運搬に際しては、容器の転倒、損傷、落下、荷崩れ等ないように積み込み、漏出のないことを確認する。

15. 適用法令**国内法令**

労働安全衛生法	:	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) 水銀及びその無機化合物 (政令番号: 315) 腐食性液体(労働安全衛生規則第326条) 歯科健康診断対象物質(法第66条第3項、施行令第22条第3項)
毒物及び劇物取締法	:	毒物(指定令第1条) 水銀化合物及びこれを含有する製剤
水質汚濁防止法	:	有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)
消防法	:	貯蔵等の届出を要する物質(法第9条の3・危険物令第1条の10五別表1-8・平元省令2号第1条)
大気汚染防止法	:	有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申)
外国為替及び外国貿易法	:	輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	:	腐食性物質(危規則第2、3条危険物告示別表第1)
航空法	:	腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	:	その他の危険物・腐食性物質(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法	:	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	:	特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4)
水道法	:	有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)
下水道法	:	水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)	:	非該当
労働基準法	:	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)
土壤汚染対策法	:	特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条)

16. その他情報

参考文献

: 17423 の化学商品(化学工業日報社)
国際化学物質安全性カード(ICSC)
独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)
ERG2020 版 緊急時応急措置指針(日本規格協会)

その他の情報

: この SDS は林純薬工業株式会社の著作物です。当該製品の化学物質製品を取り扱う事業者に対して提供するものであり、安全を保証するものではありません。現時点における該当化学物質の情報を全て検証しているわけではありません。当該化学物質について常に未知の危険性が存在するという認識で、製品運搬・開封から廃棄に至るまで、安全を最優先して使用者自己の責任においてご使用下さい。当該化学物質を使用する際は、使用者自ら安全情報を収集すると共に使用される場所・機関・国などの、法規制等については使用者自ら調査し最優先させてください。国または地方の規制についての調査は、当社としては行いかねますので、この問題については使用者の責任で処理願います。当該物質の日本語による SDS と他国言語にて翻訳された SDS が存在する場合、内容の相違があるなしに関わらず日本語で記述された文書が優先され他国言語による文書は参考文書とします。